

# 被災後の 悪質商法に ご注意ください!

大規模な災害の後には、  
住宅の修理などのトラブルや  
災害に便乗した不審な勧誘や  
悪質商法が横行します。  
近年では、被災地だけでなく、  
周辺の地域でも  
不安な気持ちにつけ込んだ  
悪質商法が増加しています。  
被害にあわないよう、  
過去の事例を学び、  
冷静な判断を心がけましょう。



# 住宅修理に

## 関するトラブル



### 事例

#### 「損害保険で負担なく修理ができる」と言われ…

被災した自宅に、頼んでもいないのにリフォーム会社の人が来て「災害の影響を無料で点検する」と言われた。無料ならと点検を頼むと「災害で屋根が傷んでいる。損害保険で負担なく修理ができるので、今すぐ修理をしましょう」としつこく契約を迫られた。

### その他の事例

**「床** 上浸水被害の清掃に来ました」「床下浸水は消毒が必要です。お手伝いしましょうか?」などと、公的機関やボランティアを装った人が来たが、依頼した後で法外な料金を請求された。

**「屋** 根の修理の応急処置としてブルーシートをはります」と業者に言われ依頼した。屋根のふき替え工事をしてもらう契約をし、高額の修理代を先払いしたが、ブルーシートをはっただけで、一向に屋根の修理作業は行われなかつた。

**「突** 然、業者が来て「近所のお宅でシロアリが発生した。お宅も点検したほうがいい。今なら無料」と言われた。無料点検を頼むと「異常があるから駆除が必要。オプションもつけたほうがいい」としつこく言われ高額の契約をしてしまった。一度契約したが、やはり高額なので解約したい。

### 対策

- 自治体職員が被災家屋の危険度診断を行うケースはありますが、業者を紹介したり、自ら工事をしたりすることはありません。
- 契約を迫られても、その場ですぐに契約せずに、複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に判断しましょう。



# 義援金・寄付に に関するトラブル



## 事例

### 自治体職員を名乗る人が訪問してきて…

自治体職員を名乗る人が「災害の義援金を集めています」と訪ねてきた。近所の人の名前を挙げ「Aさんは100万円出した」などと言って、断ってもなかなか帰ってくれなかつた。

#### 他の事例

**ボ** ランティアや公的機関の名をかたり、個人名義の銀行口座に義援金を振り込む依頼のはがきやメールが送られてきた。

**被** 災地の果物を半額で買わないか。売上金の一部を災害の義援金にする」という勧誘の電話がかかってきた。

#### 対策

- 義援金を振り込む際には、振込先が信頼できるのか、よく確認してから振り込むようにしましょう。詳細なプロフィールやこれまでの活動実績、連絡先などが明確にされているか、また集めた義援金の使途や収支を公表しているかどうかが見極めるポイントです。
- 自治体職員や公的機関の人が、個人宅を訪問したり電話をかけたりして義援金を募ることはありません。突然、家への訪問や電話で義援金を振り込むように言わされたときは「あやしい」と思いましょう。



# 地域みんなで 被災後の 悪質商法被害を 防ぎましょう！



悪質商法の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいとは思ったんだけど、相談する相手もいないし…」などという理由から相談できず、被害にあってしまうのです。

また、悪質商法被害を防ぐためには、地域の人の見守りが大切です。何か悩んでいる、見知らぬ訪問者が頻繁に来ている、急に宅配便などが頻繁に届いている、などの様子が近所の人に見られたときは積極的に声をかけてください。そのひと言で、被害を未然に防ぐことができます。

「あやしいな」「おかしいな」と思ったら、ささいなことでも消費生活センターなどの専門機関に相談しましょう。

いったん契約してしまっても…

クーリング・オフを活用しましょう！

住宅修理の契約をし、工事が終わった後でも、右記期間内でクーリング・オフ制度を利用すれば、違約金を払うことなく契約を解除（原状回復または工事代金の返金など）できます。訪問販売などの不意打ち的な販売方法や、仕組みが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引が対象です。

まずは、早めに消費生活センターなどの専門機関に相談しましょう。

取引内容	期間
訪問販売 キャッチセールス、 アポイントメントセールスを含む	8日間
業務提供誘引販売取引 サイドビジネス商法、 モニター商法など	20日間

困ったとき、悩んだときは

消費者ホットライン ☎ 188

最寄りの消費生活センターなどの相談窓口につながります。